

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問 日：平成 28 年 7 月 21 日（諮問第 123 号）

答申 日：平成 29 年 3 月 30 日（答申第 100 号）

内 容：「県営住宅の保管義務違反問題に関する復命書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、非公開とすべき部分が公開されている点是不適切ではあるが、その余については妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 28 年 4 月 21 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 1 住宅課副参事 ○○○○が、平成 26 年に、県営住宅○○団地○棟の保管義務違反問題に関して行った現地調査に関する復命、報告に関する文書（平面図、立面図等の図面を含む）およびそれに関する起案、供覧、決裁に関する文書の全て

請求 2 住宅課参事 ○○が、平成 26 年に、県営住宅○○団地○棟の保管義務違反問題に関して行った現地調査に関する復命、報告に関する文書（平面図、立面図等の図面を含む）およびそれに関する起案、供覧、決裁に関する文書の全て

請求 3 情報開示決定通知書（滋住第 572 号 平成 27 年 5 月 25 日作成、平成 27 年 5 月 27 日送達）に関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書

2 実施機関の決定

平成 28 年 5 月 11 日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表の「公文書の名称・内容」欄の文書を特定の上、同表「非公開部分」欄の情報について、同表「非公開理由」欄の理由により非公開とし、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成 28 年 5 月 26 日、審査請求人は、実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

非公開とされた文書の公開を求める。

2 審査請求の理由

（1）請求 1 および請求 2 に係る公文書の不存在について

滋賀県職員服務規程（以下「服務規程」という。）第 17 条では、「職員は、公務旅行から帰庁した場合には、すみやかに文書をもって復命しなければならない。ただし、特殊または軽易な事件については口頭をもってすることができる」と定められている。

本件公開請求に係る出張は、実施機関が「〇〇〇〇に対する訴訟を検討するにあたり、弁護士が県営住宅〇〇団地の状況を確認することを目的として、住宅課職員とともに平成 26 年 7 月 18 日に県営住宅〇〇団地に出向いたものを指すと考えられる」としていることから明らかなように、訴訟に関するものであり、対象公文書が存在しなければならないものである。

（2）請求 3 に係る公文書の非公開について

〇〇〇〇は、県営住宅の入居者であり、滋賀県営住宅に係る工作物等撤去および植栽等請求訴訟（以下「県営住宅関係訴訟」という。）の被告として裁判を受ける権利を有する者である。実施機関は、原告として提訴したのであるから、被告に対して説明責任を有するものである。

したがって、実施機関が、「これを公開することは、原告として、対等な立場で訴訟を遂行できず」と主張していることは詭弁、虚言である。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 本件対象公文書について

請求1および請求2に係る対象公文書は存在しないが、請求3に係る対象公文書は、保有個人情報開示請求に対する開示決定に係る回議書である。

2 非公開理由について

(1) 対象公文書の不存在について（請求1および請求2）

実施機関においては、〇〇〇〇に対する訴訟を検討するにあたり、県営住宅〇〇団地の状況確認を目的として、職員が平成26年7月18日に出張をしている。また、平成26年9月29日には、原状回復の不履行を確認するため、職員が県営住宅〇〇団地に出張をしている。現地調査とは、これらのことを指すと考えられるが、復命書等は存在せず、不存在のため非公開とした。

この現地調査は、弁護士が無断増築の状態を撮影し、状況の変化がないことを確認して、30分程度で終了しているものなどである。服務規程では、復命について「軽易な事件については口頭をもつてすることができる」と定められており、本件出張については軽易なものとして口頭で復命を行っている。

(2) 非公開部分の非公開情報該当性について（請求3）

ア 条例第6条第1号該当性について

個人の氏名および住所等は、条例第6条第1号に該当するものである。

イ 条例第6条第6号該当性について

弁護士相談の復命書、供覧文書および決裁文書等は、増築等の定義についての協議内容、訴状および書証に係る意思形成過程の情報が記載されているものである。これらを公開すれば、実施機関は、原告として被告と対等な立場で訴訟を遂行することができず、今後の訴訟の行方に甚大な影響があると考えられる。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個

別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、県営住宅関係訴訟について実施機関の職員が行った出張（以下「本件出張」という。）に係る復命書および保有個人情報不開示決定に係る文書の公開が求められたものである。

実施機関は、別表のとおり、請求1および請求2に対して、公開請求のあった文書は不存在であるとするとともに、請求3に対して、条例第6条第1号、第2号および第6号を理由として対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人はこれらの公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 対象公文書の不存在について（請求1および請求2）

審査請求人は、本件出張は、県営住宅関係訴訟に関して行われたものであることから、服務規程の規定により復命書が作成されなければならないものであると主張している。

確かに、本件出張は、実施機関が訴訟の提起を検討するにあたって行ったものとされること、また、出張時の確認内容が訴訟の争点となり得るものであったことを考慮すれば、本件出張を輕易なものであると判断し、何ら記録等を作成していないとする実施機関の対応に全く疑問がないとは言えない。

しかしながら、実施機関においては、本件出張に係る復命書は作成していないとのことであって、こうした実施機関の主張が不自然、不合理であるとまでは認められない。また、実施機関の当該主張を覆すに足る証拠も見当たらないところである。

したがって、請求1および請求2に対し、対象公文書が存在しないとした実施機関の決定は妥当であると認められる。

(2) 非公開部分の非公開情報該当性について（請求3）

ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

イ 非公開部分の条例第6条第1号該当性について

実施機関は、非公開部分のうち、個人の氏名および住所等の情報のみが、条例第6条第1号に該当すると主張しているところである。

しかしながら、請求3は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の規定に基づく保有個人情報開示請求に対する不開示決定に係る文書の公開が求められたものであり、当審査会が見分したところ、当該文書の内容は、当該開示請求を行った請求者の個人に関する情報であると認められる。

そして、県営住宅関係訴訟の被告の氏名については、滋賀県議会会議録や県議会議案書において既に公にされているものと認められるところである。

これらの状況を勘案すれば、当該情報と請求3に係る対象公文書の情報とを照合することにより、当該保有個人情報開示請求を行った特定の個人が識別され得るものであると考えられる。

したがって、請求3に係る対象公文書は、条例第6条第1号に該当するものであると認められる。

なお、実施機関は、当該文書について、条例第6条第6号該当性を主張しているものであるが、もはや同号該当性に係る判断は要しないものと判断される。

4 付言

本件処分は、公開された情報によって、保有個人情報開示請求を行った請求者が特定されるおそれがあるものと言える。

公文書は「原則公開」ではあるが、条例上、非公開となる情報が誤って公にされることはあってはならないことである。特に、個人に関する情報については、条例第3条第1項において、「実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定しており、より慎重な取扱いがなされるべきである。

実施機関においては、今後、このようなことがないように、条例の趣旨を十分に理解した上で、より一層の慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成28年 7 月21日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成28年11月 1 日	・ 実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成28年11月21日 (第251回審査会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年12月19日 (第252回審査会)	・ 実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成29年 1 月11日 (第253回審査会)	・ 審査請求人から意見を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成29年 2 月16日 (第254回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成29年 3 月15日 (第255回審査会)	・ 答申案の審議を行った。

別表

請求	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
請求 1	—	全部	不存在
請求 2	—	全部	不存在
請求 3	保有個人情報不開示決定に係る文書 (回議書、保有個人情報開示請求書、 保有個人情報不開示決定通知書案、 保有個人情報が記載された文書、参 考資料)	個人の氏名、写真、団地名、部屋 番号、印影、運転免許証番号	1号
		法人の印影	2号
		全部	6号

※「非公開理由」欄：1号＝条例第6条第1号該当、2号＝条例第6条第2号該当、6号＝条例第6条第6号該当